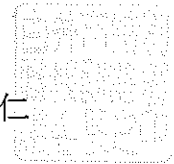


白 報 審 第 6 号  
令和4年10月12日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市特別職報酬等審議会  
会 長 福 島 康 仁



市議会議員の議員報酬の額について (答申)

令和4年3月18日付け白総第891号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

なお、市長、副市長、教育長の給料の額については、今後審議し、あらためて答申します。

記

- 1 市議会議員の議員報酬の額について  
以下のとおり改定する。

区分	報酬月額
議長	440,000円
副議長	370,000円
常任委員長	360,000円
議会運営委員長	360,000円
議員	350,000円

ただし、市議会議員定数を現行の21人から3人減らし、18人とする  
ことを報酬額改定の条件とする。

- 2 答申に当たっての意見

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任が高まる中で、議会の担う役割や責任がますます重くなっていることは十分に認識するものであるが、本市における市議会議員の報酬額は、平成6年から据置き現在に至っている。そのため、県内他市、本市と人口規模や産業構造が類似する団体と比較しても、低い水準となっている。

しかしながら、報酬額の改定に当たっては、コロナ禍での先行き不透明な経済情勢や市民感情に配慮しつつ、慎重に審議する必要がある。

そこで、本市の一般会計予算に占める議会費割合や県内他市、類似団体等における人口1万人当たりの議員数等を参考とした上で、健全な財政運営を維持する観点から、「現行の議員報酬及び期末手当の総額を上限」として、増額改定を検討した。

報酬の引上げ額については、類似団体、近隣市の状況を参考に、現行の報酬額から一律5万円を増額することとした。ただし、「現行の議員報酬及び期末手当の総額を上限」としたため、議員定数を3人減らすことを条件とする。

本市の議員定数は、今後とも社会情勢の変化や類似団体、他市の状況などを踏まえ、定期的に見直すよう要請する。